

○公募型指名競争入札実施要綱

平成17年4月1日

総第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市が発注する建設工事等について、建設業者等の技術的適正を把握し、入札参加意欲を反映させるとともに、指名競争入札の透明性、公平性及び競争性をより一層高めるために導入する公募型指名競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「建設工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める工事及び建設工事に係る建設コンサルタント業務（測量、調査、設計等）をいう。また、「公募型指名競争入札」とは、建設工事等について一定の入札参加資格要件を公告し、入札に参加しようとする者が提出する当該建設工事等の施工等に係る技術的特性等を把握するための技術資料の審査を経て、その者の中から入札参加者を指名選定して入札する方式をいう。

(対象工事)

第3 公募型指名競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）の選定については、甲府市工事請負等入札者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）に諮り決定する。ただし、次に掲げる建設工事等については、公募型指名競争入札の対象としないものとする。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 専門性を有する等により、施工等できる者が限定されているもの
- (3) 地域的特性により、公募を行っても競争性が十分に確保されないと認められるもの
- (4) その他指名選考委員会が公募型指名競争入札で行うことが適切でないと認めたもの

(入札参加資格)

第4 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第21条の規定による資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者で、契約締結日の1年7か月前の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、かつ、当該結果通知書を提示できるもの
- (2) 対象工事等に係る同種・類似工事等の実績を有する者
- (3) 対象工事等に関し、同種・類似工事等（前号に掲げる工事等）への従事経験と指定資格のある技術者を配置できる者
- (4) 「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止等の措置期間中でない者
- (5) 入札参加申請時点で、対象工事等と同種の甲府市発注手持工事等の件数が、3件以上ない者であること。ただし手持工事等件数の基準となる請負契約額は別に定める。
- (6) 入札日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) その他市長が別に定める要件に適合する者
(対象工事等の周知)

第5 対象工事等を選定した場合は、速やかに公募型指名競争入札に関する公告を行政経営部契約管財室契約課掲示板、甲府市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(公告事項)

第6 公告する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工種又は業種及び入札番号

- (2) 工事名又は業務名
- (3) 工事場所又は施行場所
- (4) 工事概要又は業務概要
- (5) 工期又は履行期間
- (6) 入札参加資格要件
- (7) 入札参加申請に係る周知事項等
- (8) 入札に係る周知事項及び入札予定日
- (9) その他市長が必要と認める事項

(入札参加申込)

第7 対象工事等の入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書（第1号様式）
- (2) 同種工事等の実績（第2号様式）
- (3) 配置予定技術者の資格及び経験（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める技術資料等

(入札参加者の選定等)

第8 指名選考委員会は、入札参加申込者が提出した申請書等により資格審査を行い、入札参加者を指名選定するものとする。

- 2 行政経営部契約管財室契約課においては、前項による指名選定結果に基づき、入札参加申込者に対して指名・非指名の別を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の規定により非指名通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

(指名の取消し)

第9 書類提出時に虚偽の申請を行った者又は第8第2項の規定による通知を受けた後、第4の資格要件を満たさなくなった者については、その指名を取り消すものとする。

(入札への参加)

第10 入札参加者は、入札執行に先立ち、第8第2項の規定による通知の写しを入札執行担当職員に提出しなければならない。

(その他の事項)

第11 この要綱に定めるもののほか、公募型指名競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。